

確認測定：試料採取方法と分析方法

環境・健康

リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化などを目的とした省令の改正が行われました。濃度基準値が設定されている物質について、リスクの見積りの過程において、労働者が当該物質にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれがある屋内作業を把握した場合は、ばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するための測定（確認測定）を実施することが技術上の指針で示されています。

技術上の指針での確認測定の試料採取方法と分析方法を下記に示しました。

確認測定の試料採取方法と分析方法

| | |
|-----------------------------|--|
| 標準的な試料採取方法と分析方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・技術上の指針別表1に定めるところによる。 ・なお、これらの方法と同等以上の精度を有する方法がある場合はそれらの方法によることとして差し支えない。 |
| 試料採取機器の装着方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・試料空気の採取は、作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行う。 ・この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸域における物質の濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。 |
| 蒸気・エアロゾル粒子が同時に存在する場合の試料採取機器 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、飽和蒸気圧の濃度基準値に対する比（飽和蒸気圧／濃度基準値）が 0.1 以上 10 以下の物質については、蒸気とエアロゾル粒子の両方の試料を採取する。 ・ただし、作業実態において、蒸気やエアロゾル粒子によるばく露が想定される物質については、当該比が 0.1 以上 10 以下でない場合であっても、蒸気とエアロゾル粒子の両方の試料を採取することが望ましい。 |

kes サポート

| 課 題 | kes サポート |
|-------------|--|
| ばく露濃度レベルの把握 | ◇作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリング ◇数理モデル（CREATE-SIMPLE 等）による推定 |
| 有害性のリスク低減措置 | ◇排・換気装置の検査・改善・設置 ◇呼吸用保護具のフィットテスト |
| 化学物質管理の支援 | ◇作業環境管理専門家、化学物質管理専門家による支援 ◇労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）による支援 |